安全・安心な生徒引率等に関する指針のポイント

安全・安心な生徒引率等対策ワーキングチーム
（事務局：保健厚生課）

県土が広い長野県の実情を踏まえ、**公共交通機関や貸切バス等の利用を基本**としつつ、**教職員による長距離・長時間運転など高リスクな場面における県独自の安全基準**を示し、安全で持続可能な引率体制の構築を目指す。

調査結果

長距離ほど教職員運転に依存

教職員（顧問・部活動指導員等）が運転する割合

- 通常時　約33%
- 100km以上時　約69%

長距離では約2倍に上昇

片道100km以上：引率全体の12.6%

【課題】　引率と運転の負担・リスクが集中

解消すべき課題

長距離移動で

教職員運転への依存度が高まり

教職員に

引率 ＋ 運転

の負担・リスクが集中

指針＋支援策で対応

指針 ＋ 支援策（別途検討）

指針　長野県の実情に応じた安全管理ルールを明確化

01 必要性の検討	02 安全最優先	03 地域事情への対応	04 県基準
教育的意義や必要性を踏まえ実施	公共交通・貸切バスを基本	地域の交通事情に応じた移動手段を選択	長距離・長時間運転の基準を設定
部活動等校外活動の目的や必要性を十分に検討	安全性を重視した移動手段を選択	公共交通が利用困難な場合は学校車両等も活用	総運転5時間以内／連続3時間以内
05 負担軽減	06 組織的対応	07 チェック体制	08 参考基準
教職員の善意頼みの引率から脱却	学校全体で安全管理を徹底	チェックシートで確認	安全管理の参考基準を提示
長距離移動時は移動方法を見直し	担当者任せにせず校長が移動計画を事前確認	健康状態・免許・車両・保険・休憩計画を確認	私立高校や市町村、地域クラブ活動でも活用可能

【支援策】（別途検討）　教職員の長距離移動におけるリスク及び負担の低減を支援

長距離移動時の教職員運転の負担・リスクの軽減と安全で持続可能な生徒引率体制の構築を図る

安全・安心な生徒引率等に関する指針

令和８年 10 月

長野県教育委員会

はじめに

本県における部活動等の教育活動は、生徒の健全な成長や社会性の育成に重要な役割を果たしている。

他方、令和８年５月に磐越自動車道において発生した部活動の遠征バス事故は、生徒引率に伴う移動の安全確保について改めて課題を浮き彫りにした。

このような痛ましい重大事故を二度と発生させることのないよう、文部科学省及び国土交通省は令和８年６月、「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」※を取りまとめ、学校教育等における移動の安全確保の徹底を図ることとした。

本県においても、生徒引率に伴う移動の実態を把握するため、部活動の遠征バス事故を契機として実態調査を実施した。

その結果、部活動等における生徒引率に伴う移動の多くは教職員や保護者等の運転により支えられている実態が明らかとなった。本県は広い県土を有しており、遠征や大会参加等において長距離・長時間の移動を伴う場合も少なくないことに加え、地域によっては公共交通機関の利便性や貸切バス等の確保に課題があることから、これまで教職員や保護者等の協力に支えられてきた移動の在り方を見直し、運転者の負担軽減と交通事故リスクの低減を組織として図ることで、安全で持続可能な移動体制を確保することが極めて重要であるとの認識に至った。

本指針は、こうした状況及び国の対策※の趣旨を踏まえ、生徒引率に係る移動の安全性を確保するとともに、教職員、保護者等の負担軽減を図るため、安全管理の基本的な考え方及び具体的な留意事項を示すものである。あわせて、生徒の活動機会を一律に制限するのではなく、安全確保と教育活動の充実の両立に努めることとする。

今後は、本指針に基づき、学校が保護者・地域と連携しながら、移動手段の適切な選択、運転者及び車両の安全確認、管理職による事前確認、契約手続の適正化等を通じて、安全で安心かつ持続可能な生徒引率体制の構築を推進するとともに、実効性が確保されるよう県においても支援に努めるものとする。

※文部科学省総合教育政策局長等通知「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて
（令和 8 年 6 月 30 日付 8 文科教第 681 号）

１　指針策定の趣旨

本県における生徒引率は、部活動等の教育活動を支える重要な役割を担っている。

他方、教職員の働き方改革の推進や部活動の地域展開の進展など、生徒引率を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで教職員や保護者等の協力に支えられてきた移動の在り方を見直し、安全性と持続可能性を両立した体制への転換が求められている。

本指針は、生徒の安全を最優先としつつ、教職員等の負担軽減を図り、学校・保護者・地域が連携した、安全で持続可能な生徒引率体制の構築を図ることを目的とする。

２　生徒引率における基本的な考え方

校外活動（部活動の遠征、大会・コンクール参加、校外学習、学校行事その他生徒引率を伴うもの）における生徒引率に当たっては、生徒の安全を最優先としつつ、関係法令を遵守するとともに、地域の実情や活動の特性を踏まえ、次の考え方に基づき学校の管理職の下で、移動計画を検討するものとする。

なお、本指針において「引率」とは、校外活動に伴う学校管理下での移動を指すものとし、指定された場所への移動のうち、各家庭又は本人の判断により行われる移動（保護者の送迎、徒歩等）は含まないものとする。

（１）校外活動の必要性の検討

部活動その他の校外活動の実施に当たっては、その教育的意義や目的、必要性を十分に検討する。

（２）安全を最優先とした適切な移動手段の選択

引率に当たっては安全確保を最優先とし、公共交通機関及び貸切バス・タクシー等交通事業者（以下、「貸切バス等」という。）の利用を原則とする。

他方で、本県の広域性や地域ごとの交通事情等を踏まえ、公共交通機関や貸切バス等の利用が困難な場合には、安全管理の徹底を図りつつ、別表の基準の範囲内において、学校所有車両等その他の移動手段を活用する。

引率に公務使用の承認を受けた自家用車・レンタカーを使用する場合には、学校設置者等が定める自家用車等の使用に関する規程に従う。

（３）運転者への負担軽減

引率に当たっては、教職員のほか保護者その他の関係者を含む運転者（以下、「運転者」という。）の心身の健康及び過労防止に配慮し、運転者に過度な負担が集中しない運行体制の確保に努める。

また、安全性が確認された外部運転者（以下、「外部運転者」という。）への業務委託や複数人体制による対応等を可能な限り検討し、運転者の負担軽減及び安全確保に十分配慮する。

（４）無理のない計画と柔軟な変更・中止

引率計画の策定に当たっては、別表の基準を参考に、移動距離、運転時間、休憩時間等を勘案し、無理のない行程となるよう配慮する。また、天候、道路状況、運転者

の体調その他の事情により安全な移動が困難と判断される場合には、行程の見直し、出発時刻の変更、宿泊への切替え又は中止を含め、柔軟に対応する。

（５）組織的管理とガバナンスの徹底

移動の手配や安全確認を特定の教職員個人の判断や経験のみに依存せず、学校の管理職及び学校設置者が組織として把握・管理するとともに、契約内容や安全管理の方法について書面等で明示し、適切に保管する。

運転者及び引率者は、安全な移動を確保するため、交通関係法令を遵守する。

（６）保護者及び地域の関係者との連携

安全で持続可能な移動体制の構築に当たっては、保護者及び地域の関係者の理解と協力が重要である。学校は、移動手段、安全対策、費用負担その他必要な事項について事前に保護者等へ説明を行い、共通理解の醸成に努める。

また、中学校における部活動の地域展開に伴い、運営団体、地域指導者、保護者、地域社会が一体となって安全な移動体制を構築するよう努める。

３　安全管理体制と学校における確認

（１）学校及び学校設置者の責務

学校設置者は、本指針に基づき、生徒引率に伴う移動の安全確保について、学校に対する適切な管理運営を行うものとする。

生徒引率に伴う移動については、担当者個人の判断に委ねることなく、学校が組織として安全管理を行うとともに、学校及び交通事業者は、安全確保に必要な措置について、契約内容その他必要事項を書面等により確認し、役割及び責任を明確にした上で対応するものとする。

（２）学校長による事前確認・承認

ア　計画の事前確認と見直し

学校長は、学校における安全管理の責任者として、校外活動に伴う引率計画及び移動計画について事前に確認し、承認を行う。

特に長距離移動においては、移動距離、運転時間、運転者の負担、使用車両の種類、安全確保の状況等を確認し、生徒の安全確保及び教職員の負担軽減の観点から必要があると認める場合は、移動手段、行程その他計画の見直しを求めるものとする。

イ　引率計画の記載事項

引率計画には、次に掲げる事項を明記する。

- 日程及び行程
- 引率する生徒の人数及び氏名
- 引率者及び運転者
- 移動手段及び使用車両
- 生徒が乗車する車両への同乗者
- 緊急時の対応方針、体制及び連絡先

（３）保護者への説明・事前周知

ア　事前説明

引率責任者は、校外活動の計画（移動方法、行程、安全対策、費用、保護者負担の内容等）について、書面等により事前に保護者へ十分説明する。

特に貸切バス等を利用する際の費用負担や行程等について、安全確保のための措置である旨、理解を得られるよう努める。

イ　公務使用自家用車等利用時の周知

公務使用の承認を受けた自家用車、学校所有車両、同窓会・保護者会等所有車両、又はレンタカー（以下、「公務使用自家用車等」という。）を利用して生徒を引率する場合は、移動方法、運転者、行程、緊急時の対応体制等について、事前に説明する。

（４）安全管理チェックシートの活用

公務使用自家用車等を利用して生徒を引率する場合は、安全管理チェックシート（事前確認用）（別紙１）により事前確認を行ったうえで学校の管理職の確認を受けるとともに、当日出発前は、引率者本人が安全管理チェックシート（当日確認用）（別紙２）により確認を行う。

なお、安全管理チェックシートは、引率終了後、関係書類とあわせて学校の管理職が適切に保管すること。

ア　事前確認の内容

引率計画、運転者の資格及び健康状態、自動車の安全性、保険加入状況、長時間移動時の運転時間・休憩計画・交代運転の有無その他安全運行に必要な事項等

イ　当日確認の内容

運転者の健康状態、飲酒の有無、気象・道路状況、自動車の状態（タイヤ、ブレーキ、灯火類、燃料等）、生徒の健康状態等

（５）緊急時対応体制と事故報告

事故防止に関する対応方針や緊急時の連絡体制について、事前に保護者等を含む関係者間で共有し、速やかに対応できる体制を整備する。

事故又は重大な傷病等が発生した場合は、警察、消防又は救急機関へ通報し必要な措置を講ずるとともに、速やかに学校の管理職へ連絡する。

（６）安全管理関係書類の保存

学校は、引率計画、移動計画、安全管理チェックシート、見積書、契約書、運送引受書、貸渡証その他安全管理に関する書類を整理し、５年間保存する。

４　事業者との適切な契約及び安全確認

（１） 貸切バス、タクシー等（長距離・多人数移動の優先手段）

ア　事業者の選定

事業者の選定に当たっては、安全性、運行実績、管理体制及び事故対応体制を総合的に評価し、価格のみによる選定とならないよう留意する。選定に当たっては、国土交通省「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」等を活用する。

イ　契約内容の明確化と遵守

学校が契約主体となって契約内容を把握し、責任を明確にする。

事業者に依頼する際は、事業用運送であることを明示した上で、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と契約（書面契約）を締結する。

貸切バス等を利用する場合は、事業者から運送引受書の交付を受け、契約主体、運行内容、運転者、運賃・料金その他重要事項について誤りがないか確認する。

ウ　事前および当日の安全確認

事前に、運行計画、運転者配置、運行・安全管理体制、保険（対人・対物）加入状況を確認する。

当日は、ナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）を確認し、許可事業者であること、運転者・車両が運送引受書等の契約内容と一致していることを確認する。

（２）公共交通機関・公共ライドシェア

ア　公共交通機関

鉄道・高速バス等の公共交通機関の利用を積極的に検討する。

イ　公共ライドシェア

自治体等が安全管理責任を負う自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）を利用する場合は、登録を受けた実施主体に依頼し、安全管理体制及び保険加入状況を確認する。

（３）公務使用自家用車等利用時の留意事項

公務使用自家用車等による生徒の引率は、安全管理チェックシートとあわせて、「長時間運転でないこと」「運転者に過度な負担が生じないこと」「安全な運行体制が整っていること」を確認すること。

ア　学校等所有車両

学校や同窓会等の関係団体が所有又は管理する車両を使用する場合、学校長は車両の安全性（タイヤ、ブレーキ等運行前点検）、保険加入状況、運転者の免許・経験、運行経路、休憩計画及び緊急時対応体制を確認する。特にマイクロバス等の多人数乗車車両は入念に確認する。

イ　レンタカー利用時の留意事項

学校が直接の借受人となって契約し、貸渡証の交付を受け利用当日に携行する。

貸渡約款を遵守し、実際に運転する可能性のある者をあらかじめ契約上の運転者として明記する（変更時は事業者の承諾を得る）。

レンタカーで外部運転者を手配する場合は、契約主体、手配主体及び責任分担を書面により明確にし、安全管理体制を確認する。

ウ　運転業務の委託

公務使用自家用車等を利用する場合であっても、教職員の負担軽減や安全確保の観点から、必要に応じて安全性が確認された外部運転者への運転業務委託を検討する。

５　運転者の要件および手配

（１）運転者の要件

公務使用自家用車等により生徒を引率する運転者は、次の要件を満たすこととする。

- ・資格・経験　：有効な運転免許を取得してから２年以上を経過しており、過去１年間において無事故無違反であること
- ・安全運転講習：学校設置者が指定した内容の講習を受講していること
- ・健康状態　　：過労、睡眠不足、体調不良等運転に支障を及ぼす状態でないこと
- ・保険加入　　：対人賠償保険「無制限」、対物賠償保険「1,000 万円以上」に加入していること。

（２）運転体制と負担軽減

別表を満たすものとする。教職員が運転と引率を兼務する場合は、過度な負担が生じないよう、行程、休憩時間、引率中や現地での指導体制等に特段配慮する。

負担軽減のため、必要に応じて、複数人による交代運転や外部運転者を検討する。

（３）運転者の手配

学校は自らの責任において運転者を手配し、事前確認を行う。

必要に応じて、自動車安全運転センターの「運転記録証明書」や「無事故・無違反証明書」等を活用する。

６　引率体制（教職員等の同乗）

学校は、生徒の発達段階及び活動内容を踏まえ、生徒の安全確認、健康観察及び緊急時対応を行うため、必要な教職員その他の引率者（部活動指導員、保護者等を含む）の配置計画を立て、適切に同乗・配置する。

７　安全教育及び研修

学校設置者：学校の管理職及び教職員に対し、安全管理及び交通安全に関する研修・啓発に努める。

学校長　　：安全運転管理者と協力して交通安全研修の実施、注意喚起等に努めるとともに、運転者となることを希望する者に対して安全運転講習の受講を求める。

８　本指針の運用について

（１）運用

本指針は、文部科学省及び国土交通省が令和８年６月 30 日に取りまとめた「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」とあわせ、県立学校において運用する。その際、県立特別支援学校については、「生徒」を「児童生徒」に読み替えるものとする。

県は、市町村（組合）立学校及び私立学校に対しても、本指針を参考として、生徒引率に伴う移動の安全確保に取り組むよう周知する。

学校は、この指針に基づいて、移動手段、安全対策、費用負担その他必要な事項について事前に保護者等へ説明を行い、共通理解の醸成に努める。

（２）地域クラブ活動への準用と協力

部活動の地域展開に伴い、地域クラブ活動においても生徒の安全確保および指導者等の負担軽減は極めて重要である。本指針は地域クラブ活動にも準用し、運営団体、指導者、保護者、地域社会が一体となって安全な移動体制を構築するよう努める。

その際、

- 「学校」を「地域クラブ活動の運営団体又は実施主体」に、
- 「学校長・学校の管理職」を「地域クラブ活動の責任者」 に、
- 「教職員」を「地域クラブ活動のスタッフ、指導者等」に読み替える。

なお、市町村（組合）立学校や地域クラブ活動においては、これまで義務教育諸学校において教職員による引率運転を行わない取り扱いをしている地域があることにも留意しつつ、各地域の実情や運営体制を踏まえた調整を行うこと。

【別表】

移動手段の選択及び運行計画の策定に当たっては、次の基準を満たすものとする。

項目	基準	備考・対応
運転者１人当たりの １日の総運転時間	５時間以内	
運転者１人当たりの 連続運転時間	３時間以内	
休憩	概ね２時間に１回（10 分） 以上の確保に努める	
深夜時間帯の運転	原則行わない （午後 10 時～午前５時）	やむを得ない場合は運行計画見直しや宿泊等を検討

（総運転時間が５時間を超える場合の対応例）

- 交代運転者の配置
- 外部運転者の活用
- 宿泊を伴う行程への見直し

【別紙1】

公務使用自家用車等利用時
（自家用車・学校等所有車両・レンタカー）



安全管理チェックシート

事前確認用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。

引率の計画

☐ 引率計画（下記項目を含む）について、書面等により、管理職の承認を得ましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 引率する生徒（人数、氏名）
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 使用する自動車（定員数、管理者）
- ◆ 生徒が乗車する車両への同乗者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先　等

※無理のない移動（運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案）を計画しましょう。

＜県指針における運転時間等の基準＞
〇運転者１人当たり１日の総運転時間：5時間以内、連続運転時間：3時間以内
〇概ね2時間に１回（１０分）以上の休憩の確保に努める
〇深夜帯（午後１０時～午前5時）の運転は原則行わない

☐ 校外活動等の計画（下記項目を含む）について、書面等により、保護者に連絡しましたか？

- ◆日程、行程
- ◆引率者、運転者
- ◆費用負担
- ◆緊急時の対応方針・体制・連絡先　等

☐ 運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？

運転者

☐ 運転者は有効な運転免許を取得してから2年以上経過していますか？

☐ 運転者は過去1年間、無事故・無違反ですか？

☐ 運転者は学校設置者が指定した安全運転講習を受講済みですか？

☐ （レンタカーの場合）実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？

※ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。

自動車（自家用車・学校等所有車両の場合）

☐ 使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？

※ 定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ 使用する自動車には、有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられています。）

出典：文部科学省・国土交通省「安全管理チェックシート」（令和８年６月30日付け８文科教第681号 別添4）を基に、長野県教育委員会が一部改変

【別紙2】

公務使用自家用車等利用時
（自家用車・学校等所有車両・レンタカー）



安全管理チェックシート

当日確認用

※本チェックシートは、引率者本人が出発前にチェックし、引率後に管理職に提出しましょう。



引率の実施

- ☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？
  - ※ 天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されないおそれがある場合は、中止も含めて、適切に判断しましょう。
- ☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？
  - ※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行いましょう。
- ☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？
- ☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？
- ☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？



運転者の状況

- ☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？
- ☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？
- ☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？
- ☐ （当日、急遽、運転者が変更となった場合）有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反歴などの懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者ですか？



自動車の状況

【自家用車・学校等所有車両の場合】

- ☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認（損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等）、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？
- ☐ 有効な車検証を備え付けていますか？
- ☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していることを確認しましたか？
  - ※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう）。

【レンタカーの場合】

- ☐ 貸渡証を携行していますか？

出典：文部科学省・国土交通省「安全管理チェックシート」（令和８年６月30日付け８文科教第681号 別添4）を基に、長野県教育委員会が一部改変